

## 香川県民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱

制定 平成23年3月31日

改正 平成25年3月19日

改正 平成28年3月24日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の耐震性の向上を図るために、住宅の耐震対策を実施する者に補助金を交付する市町（以下「補助事業者」という。）に対して、香川県民間住宅耐震対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、香川県補助金等交付規則（平成16年3月26日規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 併用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものをいう。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。ただし、枠組壁工法、丸太組工法及び大臣の特別な認定を得た工法等によるものは除く。

(2) 耐震対策 住宅の耐震診断、耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

(3) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により耐震診断技術者（建築士の資格を有し、別表第一に定める講習を受講した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。）が行う住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添第一に示すもの。

ハ イ、ロに掲げるもののほか、これらと同等以上の評価精度を有すると認められるもの。

(4) 耐震改修工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、次に掲げるいずれかの方法により行う住宅の地震に対する安全性の向上を目的とし、原則として県内に営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事をいう。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの。

ロ 基本方針別添第二に示すもの。

ハ イ、ロに掲げるもののほか、これらと同等以上に安全性を向上させると認められるもの。

(5) 簡易耐震改修工事 次に掲げる方法により耐震診断を行った結果、上部構造評点が

0.7未満と判断されたものについて、上部構造評点を0.7以上1.0未満まで耐震性を高める工事をいう。なお、原則として、県内に主たる営業所を有する事業者が施工する補強又は改修の工事に限る。

(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法―木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)―」または「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法

(6)耐震シェルター等設置工事 耐震診断により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されたものについて、地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(耐震シェルター及び耐震ベッド)で知事が認めるものを設置する工事をいう。

(7)耐震改修工事等 耐震改修工事、簡易耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 本補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1)昭和56年5月31日以前に着工されていること。
- (2)県内に存する住宅であり、耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用されること。
- (3)補助金の交付申請の時点において、法第9条の規定に基づく特定行政庁からの措置が命じられていないなど、同法の規定に基づく重大な違反がないこと。
- (4)簡易耐震改修工事については、木造の住宅に限るものとする。
- (5)耐震診断については、この要綱に基づき耐震診断を過去に行っていないこと。
- (6)耐震改修工事等については、この要綱に基づき耐震改修工事等を過去に行っていないこと。
- (7)第2号から第6号について、知事が認める場合はこの限りでない。

(補助の対象、補助金の交付額等)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が行う耐震対策の助成に要した経費とする。

2 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ算定し、予算の範囲内で交付する。

- (1)耐震診断 補助対象経費から、国の交付額を控除した額の2分の1以内の額とする。ただし、1敷地あたりの限度額を28,500円とする。
- (2)耐震改修工事 補助対象経費の4分の1以内とし、1敷地につき225,000円を限度とする。
- (3)簡易耐震改修工事 補助対象経費の4分の1以内とし、1敷地につき125,000円を限度とする。
- (4)耐震シェルター等設置工事 補助対象経費の4分の1以内とし、1敷地につき50,000円を限度とする。
- (5)第2号から第4号の補助対象経費には、耐震改修工事に伴う実施設計に要する費用を含むものとする。

3 前項の規定により算出された補助額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、県補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助事業者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、補助事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助事業中止承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条の規定に基づき、申請の取り下げができる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第9条 補助事業者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、知事の指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業を完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 事業が翌年度にわたる場合は、翌年度の4月10日までに、年度終了実績報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の完了実績報告書を受領した場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査に基づき、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、速やかに請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条第1項の規定による額の確定後、同条第2項の請求があった場合に、補助金を支払うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合は、補助金を概算払とすることができる。

（決定の取消し）

第13条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に、事業に着手したとき。
- (5) この要綱及びこの要綱の規定に基づく知事の指示又は命令に違反したとき。
- (6) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (7) 補助事業の遂行ができないとき。

（補助金の返還）

第14条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象事業等の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

（立入検査）

第16条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は当該吏員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この要綱は、平成27年度までの間に補助金の交付を決定されたものに限り効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月19日から施行する。ただし、この要綱は、平成27年度までの間に補助金の交付を決定されたものに限り効力を有する。
- 2 前項の施行の日までに、補助金の交付を決定された事業については、なお従前の規定によるものとする。
- 3 平成25年3月19日以降に着手する平成24年度事業（「緊急経済対策事業」という。）にあつては、既の実施している事業とは別に申請等を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱は、平成32年度までの間に補助金の交付を決定されたものに限り効力を有する。
- 2 前項の施行の日までに、補助金の交付を決定された事業については、なお従前の規定によるものとする。

別表第一 耐震診断技術者に求められる講習会

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断・耐震補強技術者養成講習会</li><li>(2) 香川県による木造住宅耐震対策講習会</li><li>(3) その他、知事が認める講習会</li></ol> |
|---|